

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年12月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800243号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800114号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年9月1日から同年8月31日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

昭和54年4月1日にA社に入社し、研修のため子会社であるC社で勤務した。研修終了後は、A社で勤務したが、その間、継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社の事業主、A社の事業所別被保険者名簿で確認できる事業主代理人及び同僚並びにC社の担当者の回答から判断すると、請求者は、請求期間において継続して勤務(C社からA社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社の担当者は、雇用保険の離職年月日は研修終了年月日であり、その翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である旨回答しているところ、両社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者がC社における雇用保険の離職年月日の翌日に、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、昭和54年8月31日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和54年9月の厚生年

金保険の記録から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年8月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和54年8月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金の記録における資格取得年月日である昭和54年9月1日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800104号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800115号

## 第1 結論

1 請求期間①から⑥まで並びに請求期間⑧及び⑨について、請求者のA社Bセンター(以下「Bセンター」という。)における標準賞与額に係る記録のうち、平成23年7月22日の3,000円、平成24年7月24日の3,000円、平成26年7月24日の2,000円及び平成27年7月24日の3,000円を取り消し、平成23年6月30日を13万2,000円から13万5,000円、平成24年6月29日を13万5,000円から13万8,000円、平成26年6月30日を14万1,000円から14万3,000円、平成27年6月30日を14万3,000円から14万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年6月30日、平成24年6月29日、平成26年6月30日及び平成27年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月30日、平成24年6月29日、平成26年6月30日及び平成27年6月30日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑦について、請求者のBセンターにおける平成27年3月13日の標準賞与額を2万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年3月13日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月30日  
② 平成23年7月22日  
③ 平成24年6月29日  
④ 平成24年7月24日

- ⑤ 平成 26 年 6 月 30 日
- ⑥ 平成 26 年 7 月 24 日
- ⑦ 平成 27 年 3 月 13 日
- ⑧ 平成 27 年 6 月 30 日
- ⑨ 平成 27 年 7 月 24 日

A社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名称は、Bセンター）に勤務した期間のうち、請求期間①、③、⑤及び⑧について、賞与が支給されたが、これらの賞与額の差額分として各年翌月に支給された金額が含まれておらず、差額分の金額はそれぞれ請求期間②、④、⑥及び⑨の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間①、③、⑤及び⑧の記録を正しい金額に訂正し、請求期間②、④、⑥及び⑨の記録を取り消してほしい。また、請求期間⑦について賞与が支給されたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑥まで並びに請求期間⑧及び⑨について、オンライン記録によると、請求者の標準賞与額の記録は、請求期間①に 13 万 2,000 円、請求期間③に 13 万 5,000 円、請求期間⑤に 14 万 1,000 円、請求期間⑧に 14 万 3,000 円と記録されている一方、請求期間②、④及び⑨を支給年月日とする標準賞与額 3,000 円及び請求期間⑥を支給年月日とする標準賞与額 2,000 円は厚生年金保険法第 75 条該当記録として記録されていることが確認できるところ、Bセンターの担当者は各年 7 月に支給された賞与は前月に支給された賞与の一部（差額分）である旨陳述している。

日本年金機構は、賞与の一部（差額分）が本来の賞与支給月の翌月以降に支給された場合の取扱いについて、社会保険庁運営部医療保険課発事務連絡「賞与が分割支給された場合における賞与額支払届等の取扱いについて」により、まとめて 1 回として標準賞与額を決定し、本来支給されるべき日に支払われた賞与として記録することとなる旨回答している。

- 2 上記 1 を踏まえ、請求者から提出された給与支給明細書及びBセンターから提出された支給台帳並びに同社及び日本年金機構の回答から判断すると、請求期間①及び②について、請求者は平成 23 年 6 月 30 日に標準賞与額 13 万 5,000 円に相当する賞与（平成 23 年 6 月 30 日に支給された 13 万 2,957 円と同年 7 月 22 日に支給された 2,574 円を合算した金額）を支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料 1 万 839 円（平成 23 年 6 月 30 日に控除された 1 万 598 円と同年 7 月 22 日に控除された 241 円を合算した金額）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③及び④について、請求者は平成 24 年 6 月 29 日に標準賞与額 13 万 8,000 円に相当する賞与（平成 24 年 6 月 29 日に支給された 13 万 5,531 円と同年 7 月 24 日に支給された 2,574 円を合算した金額）を支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料 1 万 1,324 円（平成 24 年 6 月 29 日に控除された 1 万 1,078 円と同年 7 月 24 日に控除された 246 円を合算した

金額)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者は平成26年6月30日に標準賞与額14万3,000円に相当する賞与(平成26年6月30日に支給された14万1,134円と同年7月24日に支給された2,505円を合算した金額)を支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料1万2,241円(平成26年6月30日に控除された1万2,070円と同年7月24日に控除された171円を合算した金額)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑧及び⑨について、請求者は平成27年6月30日に標準賞与額14万6,000円に相当する賞与(平成27年6月30日に支給された14万3,856円と同年7月24日に支給された2,287円を合算した金額)を支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料1万2,756円(平成27年6月30日に控除された1万2,494円と同年7月24日に控除された262円を合算した金額)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、請求期間①及び②については請求期間②の標準賞与額の記録3,000円を取り消し、請求期間①の標準賞与額の記録を13万2,000円から13万5,000円に、請求期間③及び④については請求期間④の標準賞与額の記録3,000円を取り消し、請求期間③の標準賞与額の記録を13万5,000円から13万8,000円に、請求期間⑤及び⑥については請求期間⑥の標準賞与額の記録2,000円を取り消し、請求期間⑤の標準賞与額の記録を14万1,000円から14万3,000円に、請求期間⑧及び⑨については請求期間⑨の標準賞与額の記録3,000円を取り消し、請求期間⑧の標準賞与額の記録を14万3,000円から14万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年6月30日、平成24年6月29日、平成26年6月30日及び平成27年6月30日の賞与(平成23年7月22日、平成24年7月24日、平成26年7月24日及び平成27年7月24日に支給した差額分含む)に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年6月30日、平成24年6月29日、平成26年6月30日及び平成27年6月30日の期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑦について、請求者から提出された給与支給明細書及びBセンターから提出された支給台帳により、請求者は同社から2万6,155円の賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年3月13日の賞与に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年3月13日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800256号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800113号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年8月11日から昭和50年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。同社には、請求期間も含め勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者は、A社において昭和44年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和46年8月11日に被保険者資格を喪失した後、同社の本店所在地の移転に伴う適用事業所の管轄変更(移転元での全喪及び移転先での新規適用)が行われた昭和50年12月1日に被保険者資格を再取得しており、請求期間の被保険者記録は確認できないところ、請求者及び同社の事業主である請求者の夫は、請求者について、同社を法人登記した昭和46年7月5日から同社の取締役となっており、請求期間についても同社の取締役として常勤し、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたと主張している。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本において、請求者が同社の取締役に就任した記録が確認できるのは昭和63年9月30日からであり、同日前に取締役であった記録は確認できない上、同社の事業主である請求者の夫は、請求期間当時の資料は保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に被保険者期間を有する複数の従業員のうち連絡先が判明した25人に照会を行ったところ、請求期間当時に給与計算事務を担当していた者一人を含む16人から回答があったが、請求者が同社に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることができない。

さらに、A社に係る社会保険に関する手続業務を行っていた社会保険労務士事務所は、同社

に係る資料はなく、当時の状況は不明としている。

加えて、請求者が請求期間において厚生年金保険に加入していたとすれば、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出し、社会保険事務所（当時）が定時決定を行うべき機会が5回あるところ、いずれの機会においても請求者が厚生年金保険の被保険者であったことを事業主及び社会保険事務所が共に確認できなかったとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。